

福岡市救急医療協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、福岡市における救急医療体制全体のあり方について検討することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「福岡市救急医療協議会」とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的達成のため、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 救急医療の諸課題に関すること
- (2) その他、本協議会の目的を達成するため必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会の設置期間および委員の任期は、検討が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要があると認めるときに招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門分野（診療科）ごとの救急医療体制について個別に協議を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福岡市保健福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成25年4月15日から施行する。